

競技注意事項（男子駅伝）

1. 競技全般について

- ・本大会は2016年度公益財団法人日本陸上競技連盟競技規則及び日本陸上競技連盟駅伝競走規準に基づいて実施する。
- ・伴走は一切認めない。
- ・競技者は、警察官及び交通指導員の指示が無い限り、如何なる場合でも走路の中央線より左側を走らなければならない。
- ・たすきは、正たすき、副たすきを1本ずつ用意し、区間エントリー受付時に受付本部に提出すること。連合チームも同様とする。なお、正たすきは第1走者の2次コール時に手渡す。また、副たすきは必要に応じ、第6中継所で最終走者に手渡す。
- ・競技中、本大会競技注意事項に違反したために生じた事故については、主催者側は一切責任を負わない。ただし、上記以外の不慮の事故については応急処置のみ行う。
- ・オープンチームの総合記録及び区間記録については参考記録にとどめる。
- ・たすきを身に着けずゴールした場合は失格とする。
- ・使用しなかった副たすきについては、最終中継所の第6中継所にて返却するので各大学は取りに来ること。

2. エントリー、選手の変更について

- ・区間エントリー受付時に、ナンバーカードを1人2枚ずつ配布する。ナンバーカードはユニフォームの胸と背に糸または安全ピンで確実につけること。
- ・区間エントリー受付後の変更は一切認めない。
- ・正規チームで補欠に回った選手については、オープンチームにおける区間エントリー選手として参加を認める。なお、オープンチームエントリー選手は、正規チームにはならない。また、オープンチーム間での選手移動は禁止する。
- ・オーダー用紙提出後の選手変更は、やむを得ない場合のみ認めるが、原則認めないものとする。選手変更については、大会当日の午前7時30分から午前8時30分の間にメンバー変更届及び医師の診断書を添えて、大会本部まで申し出ること。

3. 走行不可能・途中棄権について

- ・競技者が途中で医師、総務、審判長あるいは大会本部に競技中止を命じられた場合は、直ちに競技を中止しなければならない。
- ・競技者が競技を続行することが出来ない状態になった場合は、当該チームのその区間の競技を無効とする。ただし、当該チームの申し出により、審判長の判断で次区間から再び競技を続行することが出来る。その場合、そのチームの全体の記録は認められないが完走した各区間の記録は認められる。

4. 繰り上げ出発について

- ・中継所における繰り上げ出発は、第1中継所から第3中継所までは先頭走者から10分の遅れ、第4中継所から第6中継所までは先頭走者から15分の遅れがそれぞれ見られた場合、各中継所審判主任の裁定で前走者が到着していなくても次の走者を出発させる。
- ・繰り上げ時に用いるたすきは、大会本部が用意した白たすきを使用する。第7区間については、区間エントリー時に受け付けた副たすきを使用する。

5. 中継所について

- ・中継所におけるたすきの受け渡しは、車道以外の区域または車道左端で行うこと。
- ・たすきは中継線から進行方向20m以内で、手渡ししなければならない。
- ・たすき渡しに際して、前走者がたすきを外すのは中継線手前400mから、次走者がたすきをかけるのは中継後200mまでをおおよその目安とする。
- ・たすきを渡し終えた走者は、速やかに他の走者の障害にならないように、左側歩道あるいは選手待避場所に移動すること。付添者については、競技役員の指示が無い限り走者が走り終えても走路内に入ってはならない。
- ・たすきは布製で長さ1m600～1m800、幅6cmを標準とし、必ず肩から斜めに脇の下に掛けなければならない。

6. 招集について

- ・1次コールは中継所配車バスの乗車時に行う。2次コールは、先頭走者通過予定時刻の20分前とし、以下の時刻に中継所選手待機場所においてそれぞれ行う。ただし、第1区走者はスタート地点待機場所にて行う。
- ・招集時間は、以下の通りとし、遅れた者は失格とする。

	スタート地点	第1中継所	第2中継所	第3中継所	第4中継所	第5中継所	第6中継所
配置走者	1区	2区	3区	4区	5区	6区	7区
1次コール	乗車時	乗車時	乗車時	乗車時	乗車時	乗車時	乗車時
2次コール	9:10	9:30	9:55	10:20	11:00	11:30	11:50
先頭通過予想	9:30	9:53	10:18	10:43	11:20	11:50	12:10

7. 選手・付添者及び監督の輸送について

- ・選手、付添者の各中継所へのバスによる輸送については、別紙の輸送バス時刻表の時刻に基づき配宿先玄関前にバス出発5分前までに集合し、点呼（一次コール）の後、各中継所配車バスに必ず乗車すること。バスの時刻表は、各宿舎にも掲示するので必ず確認すること。
- ・原則として各大学の監督または代表者1名は、有事の際に迅速な対応をするため、スタート地点駐車場に待機している指定の監督車両に必ず乗車すること。スタート5分後に

出発するので、遅れないように乗車すること。

- ・荷物は、付添者あるいは前走者に引き継ぐようにするなどして、各大学で責任をもって管理すること。荷物の紛失等について主催者側は一切責任を負わない。
- ・選手・付き添いは必ず輸送バスで島原文化会館に戻ることに。

8. 応援について

- ・応援の際は、大会運営並びに競技の邪魔にならないようにすること。
- ・大会開催中の応援車両のコース内への侵入は、先頭ランナーが通過する前、並びに最終ランナーが通過後を除き乗り入れできない。
- ・各大学ののぼり・横断幕の公道での掲揚は出来ない。また、公道へのマーキングも厳禁とする。
- ・中継所付近での大声、鳴り物を用いた応援は選手の呼び出しに支障をきたすため禁止する。

9. 処罰について

- ・駅伝競走規準、競技注意事項並びに申し合わせ事項に違反した走者は、審判長並びに大会本部によって直ちにその場で競技中止を命じ、チームは失格とする。
- ・大会要項、駅伝競走規準、競技注意事項並びに申し合わせ事項に違反した大学は、大会終了後直ちに、大会総務、総務員並びに審判長等と協議・審査の上厳重に処罰する。

10. 抗議について

- ・抗議は日本陸上競技連盟競技規則第 146 条に基づき、正式結果が発表されてから 30 分以内に競技者自身、または代理人が口頭で審判長に申し出なければならない。
- ・審判長の裁定不服の場合には、その競技者に代わる責任者より上訴申立書と預託金（¥10000）を添えて、上訴する。この預託金は、抗議が受け入れられなかった場合、没収される。

11. その他

- ・監督会議は午後 1 時より行う。監督会議の席上、交通機関並びに競技上重要な注意をするので、各大学の監督もしくは代表者は必ず出席すること。また、やむを得なく欠席する場合は事前にその旨を本連盟に伝えること。
- ・参加校は、主催者より依頼された補助員を責任をもって派遣すること。
- ・健康保険証のコピーを持参すること。